

給食室の焼物機の一酸化炭素（CO）検査について

約 10 年以上経過の焼物機を有する学校から川崎市教育委員会が対象を選定しています。

焼物機の排気ガス（50℃前後）を検知管に採取し、COの濃度を読み取ります。

令和 8 年度の検査期間は 7 月 1 日から 9 月 25 日までとし、地区長への報告を 9 月 26 日までに行ってください。

測定の際の注意事項等

- 1 学校と実施日時の調整を行ってください。その際、測定時の焼物機の点火等は学校側職員にお願いしてください。
- 2 測定方法は、検知管法によるスクリーニング検査とします。
焼物機を点火し、2分経過後、最大温度に上げ、直ちに測定します。
- 3 測定場所は、焼物機排気口とし、排気口から排出される排気ガスの温度と、一酸化炭素（CO）の濃度を測定してください。
測定範囲は概ね 30～500ppm（0.03～0.5vol%）とし、測定中にサーモスタットにより燃焼が休止していないこと及び給食室の換気扇が稼働していることを確認してください。
- 4 測定終了後は学校焼物機CO測定票に結果を記入してください。COの読み取り値と、温度補正表から補正した値も併せて記入をお願いします。
- 5 測定票及び報告書作成後は、測定票を地区長宛て、報告書を学校長宛て提出してください。
- 6 測定の際、読み取り値が 400ppm を超えた場合、報告書の送付とは別に、直ちに学校長、及び地区長へ電話等にてご一報ください。